

助成金の支給対象となった施設・設備を資産に計上すること等について
【令和3年4月1日以降 認定申請用】

障害者雇用納付金関係助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となった施設・設備（以下「対象施設等」という。）の取扱いについては、令和3年4月1日以降に申請され、認定申請された対象施設等の取得価額が50万円以上のものについて大蔵省令の耐用年数表に定められた耐用年数の2分の1の期間、支給対象障害者等のために使用すること（対象施設設備等処分制限期間）を事業主（一部の助成金においては事業主団体を含む。以下「事業主等」という。）に義務付けています。

その具体的な取扱いは次のとおりとしますので、ご注意ください。

1 対象施設等の取得価額が50万円以上の場合

- (1) 事業主等は、対象施設等を取得したときは、資産に計上することとします。
この場合、「資産」とは、固定資産をいい、「計上する」とは、次の書類に記載されていることをいいます。
 - イ 固定資産台帳若しくは対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料
 - ロ 青色申告書にあっては、減価償却費の計算欄又は同申告書に添付した固定資産台帳若しくは対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料
- (2) 資産に計上することの有無については、助成金支給請求書の審査時に確認するほか、助成金支給後1年並びに対象障害者等雇用継続義務期間経過後に事業主等から提出される、障害者助成事業実施状況報告書（以下「報告書」という。）に添付される上記（1）のイ又はロの書類により確認を行います。
- (3) 対象施設等について、税法上は資産に計上しなければならない場合にもかかわらず、資産に計上されず、消耗品又は修繕費用等とされている場合は、支給条件を満たしていないため、返還を求めることがあります。
- (4) 対象施設設備等処分制限期間において処分したことにより、支給した助成金の一部を返還する場合、原則としてその返還額は次の方法により算定します。
対象施設設備等処分制限期間に対する当該処分した日から当該処分制限期間の末日までの期間の日割計算により算出した額とします。

2 対象施設等の取得価額が50万円未満の場合

- (1) 対象施設設備等処分制限期間は、以下の対象障害者等雇用継続義務期間と同一とします。
 - ・第1種作業施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金） 2年

- ・ 障害者福祉施設設置等助成金 1年
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5年

(2) 報告書に上記1の(1)のイ又はロの書類の添付は不要とします。

(3) 法定耐用年数にかかわらず、支給決定日から起算した2年間において処分したことにより、支給した助成金の一部を返還する場合、原則としてその返還額の算定は、当該2年間に対する当該処分した日から当該期間の末日までの期間の日割計算により算出した額とします。

(参考)

1 令和2年版法人税申告書の記載の手引

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tebiki2020/pdf/all.pdf>)

2 令和2年分青色申告決算書(一般用)の書き方

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2020/pdf/037.pdf>)

)

3 No.5403 少額の減価償却資産になるかどうかの判定の例示

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403.htm>)